



第1章

函館市環境基本計画とは

函館市環境基本計画とは

1 計画改定の趣旨と背景

本市では、平成11年9月に、良好な環境の将来の世代への継承および持続的に発展する社会の構築などを基本理念とした函館市環境基本条例を制定し、その基本理念の着実な実現に向け、環境の保全および創造に関する施策を総合的・計画的に推進することを目的として、平成12年3月に、21世紀半ばを見据え、目標年次を平成21年とする函館市環境基本計画を策定し、これまで、市民、市民団体、事業者、市などが協力し、各分野で環境保全のための取り組みを進めてきました。

この間、国においては、平成18年4月に「第三次環境基本計画」を策定し、今後の環境保全に関する総合的・長期的な施策の大綱を示しています。

また、地球温暖化*問題については、平成17年に発効した「京都議定書*」の目標達成に向け、「地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）」の改正や「京都議定書目標達成計画」を策定するなど対策を強化していますが、2013年以降のポスト京都議定書に向けた動きとして、2020年までに1990年比25%の温室効果ガス*の削減を目標として掲げ、より一層の取り組みを行おうとしています。

北海道においては、平成20年3月に北海道環境基本計画〔第2次計画〕を策定し、循環と共生を基調とする環境負荷の少ない持続可能な北海道を目指しています。

こうした中、本市においては、戸井町、恵山町、楸法華村、南茅部町との合併により、市の総面積がそれまでの約2倍になるなど、市域の状況は大きく変化し、豊かな自然環境のより一層の保全と維持が求められています。

また、現行の環境基本計画の進ちょく状況については、毎年、函館市環境白書*の中で取りまとめ、公表していますが、大気や水質などの環境基準は、おおむね目標を達成している一方で、市民アンケート調査の結果を見ると、市民の環境に対する満足度は十分とは

地球温暖化

物の燃焼に伴ってできる二酸化炭素などは、赤外線を吸収して空気中の熱を保つ効果があるため、温室効果ガスと呼ばれます。このような温室効果ガスの大気中の濃度が高くなることにより、地表面の気温が地球規模で上昇することです。

京都議定書

気候変動枠組条約第3回締約国会議（地球温暖化防止京都会議）で採択され、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6種の温室効果ガスを対象とし、2008年から2012年の5年間に1990年比5%以上（日本6%、EU8%）削減することなどを内容としています。

温室効果ガス

太陽光線によって暖められた地表面から放出される赤外線を吸収し、大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果を持つ気体のことをいい、地球温暖化の原因となります。主なものには二酸化炭素、メタン、フロンなどがあります。

函館市環境白書

函館市の環境の状況や、環境への負荷の状況、環境の保全に関する施策の実施状況などを明らかにするため、市が毎年作成し公表するものです。

言えない状況にあります。

このような環境問題を取り巻く社会情勢の変化や本市の特性、さらには現行計画の目標達成状況などを踏まえ、今後の施策の基本的な展開方向を示すため、環境基本計画の改定を行うものです。

2 計画策定の目的

本計画は、函館市環境基本条例第3条の基本理念の着実な実現に向け、環境に関する広範な施策を、市民・事業者とともに総合的・計画的に推進するため策定するものです。

3 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

本計画は、函館市環境基本条例第8条に基づき策定する計画であり、函館市総合計画に基づくまちづくりを環境面から実現していく役割を担います。

また、本計画は、各環境分野における環境目標や、具体的な施策の方向性などを明らかにし、各種計画および施策の環境に関連する分野を立案・実施するにあたっての基本となるものです。

函館市環境基本条例 第3条（基本理念）

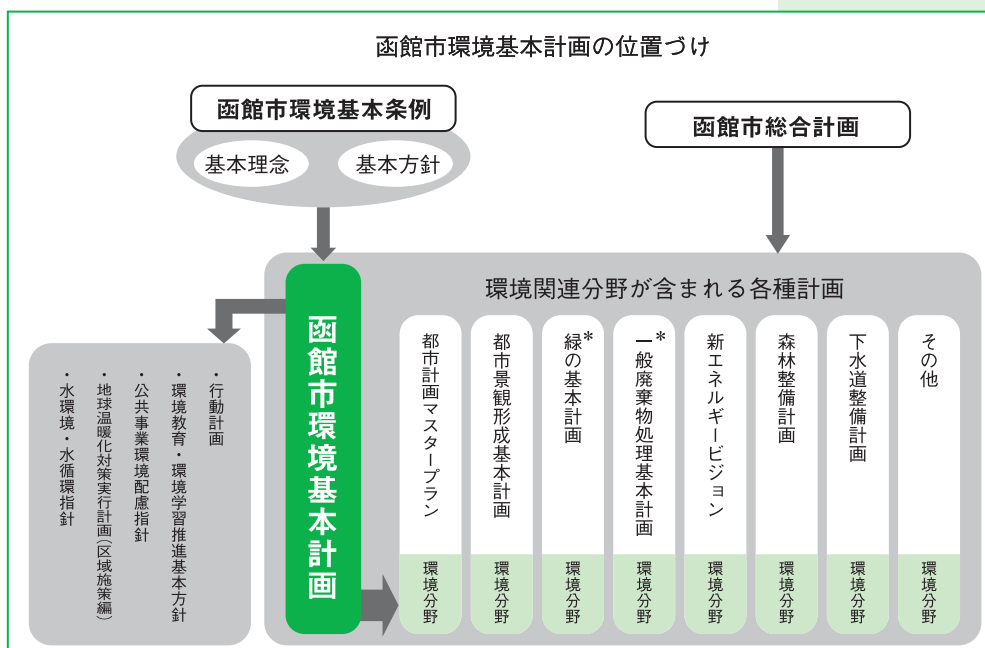
- 第3条 環境の保全および創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ引き継いでいくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全および創造は、本市に集うすべての人々が自らの活動と環境とのかかわりを認識し、環境に十分配慮することにより、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる社会を構築することを目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全および創造は、市民、事業者および市がそれぞれの責務を自覚し、自主的かつ積極的に取り組むとともに、相互に協力し、連携することにより推進されなければならない。
- 4 地球環境保全は、市民、事業者および市が自らの課題としてとらえ、それぞれの事業活動および日常生活において積極的に推進されなければならない。

緑の基本計画

都市の緑の保全と創出に関する施策を計画的に推進するために策定される計画です。

一般廃棄物処理基本計画

一般廃棄物について計画的かつ適正な処理を行うために市町村により策定される計画です。



(2) 計画の対象とする環境の分野

計画の対象とする環境の分野は、地球環境、生活環境、自然環境および快適環境とします。

(3) 計画の対象とする地域

本計画は、函館市全域を対象とします。

なお、今日の環境問題は、大気や水質への環境負荷など行政区域を越え、地域が一体となった対応が求められることから、これらの問題に対する本市の役割を明らかにし、近隣市町や北海道、国の関係機関とも連携を図ります。

(4) 計画の期間

本計画は、本市の環境像の実現に向け、環境に関する広範な施策を総合的・計画的に推進することを目的としており、施策の着実な進展を図るために、計画期間を平成22年度から平成31年度までの10年間とします。

また、本計画については、的確な進行管理を行うとともに、平成26年度を中間目標年次とし、計画の達成状況や社会情勢の変化などを勘案して、必要に応じて計画の見直しを行なうこととします。

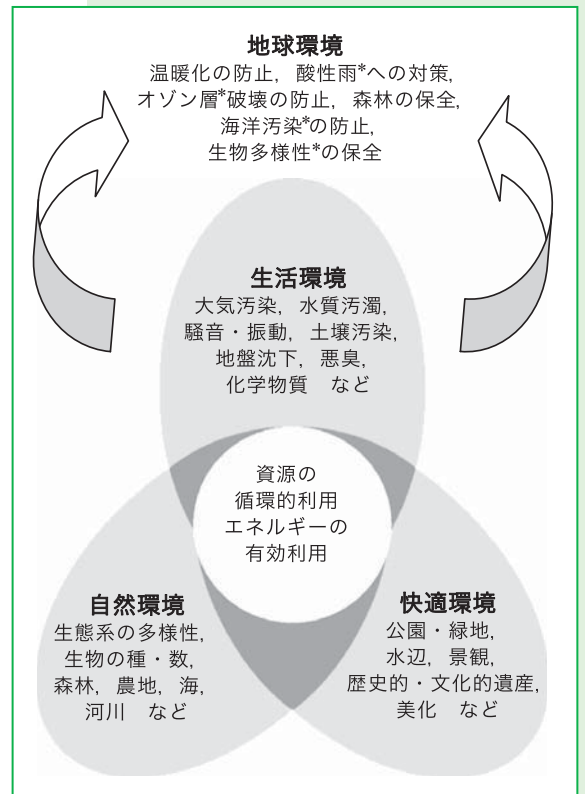
(5) 計画策定の基本的な考え方

本計画策定にあたっての基本的な考え方は、以下のとおりとします。

**地球温暖化対策をはじめとする
地球環境問題への対応の強化**

21世紀は「環境の世紀」といわれるように、地球環境問題へ適切に対応していくことが、人類が将来にわたって地球上で存在するために不可欠なこととされ、国際的な取り組みが進められています。

特に地球温暖化問題については、2007年に発



酸性雨

化石燃料の燃焼などで生じる硫酸化合物や窒素化合物などが、大気中の水分と反応することにより生じると考えられているpH5.6以下の雨のことをいいます。酸性雨により、森林の枯死や湖沼の酸性化など、環境への悪影響が懸念されています。

オゾン層

地上10kmから50km上空の成層圏と呼ばれる領域のオゾンが豊富な層のことをいいます。オゾン層は太陽光線中で酸素から生成されます。有害紫外線を吸収するため、フロンによって破壊されると白内障、皮膚がんの増加や生態系に悪影響を及ぼすとされています。

海洋汚染

海洋は、陸上の汚染物質が水の働きにより移動し蓄積するなど、汚染物質が最終的に行き着く場所となることが多く、人間の活動に伴い汚染が世界的に確認されています。特に、1989年3月にアラスカ沿岸で起きたエクソンバルディーズ号事故や、1997年1月に日本海で起きたナホトカ号重油流出事故をはじめとするタンカーなどの座礁によって油が流出した事故は、海洋の生態系、漁業に深刻な影響を与えました。

生物多様性

地球上の生物とその生息環境の多様さを表す概念のことです。生物の豊かさ(多様性)を、生物の種、生物が生活する環境、生物の遺伝子の3つの段階から捉えています。これまでの自然保護対策は、特定の絶滅するおそれのある種の保護など個別の保護が中心でしたが、生物の種、生物が生活する環境、生物の遺伝子のそれぞれの段階において、保護を進めることが必要とされています。

表したIPCC（気候変動に関する政府間パネル*）による最新の報告書である「第4次評価報告書」において、大気や海洋の世界平均温度の上昇、雪氷の広範囲にわたる減少、世界平均海面水位の上昇の観測により、「温暖化は疑う余地がない」と断定されており、平成20年に開催された北海道洞爺湖サミット*では、環境問題が最重要課題として大きく取り上げられ、環境の保全および創造に向けた行動の重要度は、世界的にもますます高まっています。

こうした中、国においては、温室効果ガスの長期的、継続的な排出削減を目指し、低炭素社会の実現に向けた取り組みを進めています。

このため、一人ひとりが地球環境の現状を認識し、日常生活や事業活動において、さらに環境への負荷が少ない行動様式を取り入れるなど、あらゆる面で環境へ配慮する取り組みが重要となっています。

本市においても、地球環境問題に対する取り組みはこれまでも推進してきましたが、今後は、より一層施策を充実させ、市民、事業者、市が具体的な取り組みを着実に展開し、地球環境の保全に貢献することを基本的な考え方とします。

豊かな自然環境の保全

本市は、戸井町、恵山町、楳法華村、南茅部町と合併し、より豊かな自然環境を有するまちとなり、また、恵山道立自然公園や函館山をはじめ、随所に美しい自然、景観を有し、その変化に富んだ地形は、動植物に対しても様々な生息・生育環境を提供しています。

とりわけ函館山は、明治32年から昭和21年に一般市民に開放されるまで、約半世紀にわたって軍の要塞として立ち入りが制限されていたこともあり、良好な自然が保たれています。そして、今もなお、深々とした緑に覆われ、四季折々の麗

気候変動に関する政府間パネル

1988年に、国連環境計画と世界気象機関により設立されたものです。地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行い、得られた知見を政策決定者をはじめ広く一般に利用してもらうことを任務とします。

北海道洞爺湖サミット

2008年7月に開催された主要国首脳会議の通称です。地球温暖化対策などを柱とする環境・気候問題が主要テーマとなりました。

しいたずまいは、市民の憩いの場、レクリエーションの場として広く親しまれています。

また、本市は、津軽海峡、太平洋に面しており、周辺海域においては暖流と寒流が流れ込み、良好な漁場を形成していることから、イカ・コンブ・マグロなどの豊富な水産資源と、天然の良港に恵まれるなど、地理的・自然的な特徴を持っていることから、古くから海と深い関わりを持つ全国でも有数の水産都市でもあります。

このように、私たちの暮らしに恩恵を与えてくれる本市の豊かな自然環境は、かけがえのないものであり、この豊かな自然を次世代へ残していくために、市民一人ひとりが、自然を大切にする心をはぐくみ、自然を大切にする行動を実践していくことを基本的な考え方とします。

**市民・事業者・市が協働して、
環境保全活動を展開するための
取り組み**

環境保全活動の推進にあたっては、市民一人ひとりが、環境に関する正しい知識と保全意識を持ち、また、自主的に環境保全活動に取り組むことが重要であるとともに、市民、事業者が積極的に環境の保全および創造を実践できるような仕組みづくりが必要です。

本市においては、これまでも様々な環境保全のための意識啓発事業や制度づくり、団体などへの支援を展開してきましたが、今後は、一層環境の保全および創造への取り組みを広げるため、団体同士の交流・情報交換によるネットワークの形成や、いろいろな場面・機会を通じて幼児から高齢者までの各世代に応じた環境教育・環境学習活動への支援を図り、より多くの人々が環境保全活動を実践できるような仕組みづくりを進め、市民・事業者・市が協働して様々な取り組みを展開していくことを基本的な考え方とします。



市の魚 イカ



市の鳥 ヤマガラ



市の木 おんこ



市の花 つつじ